

<u>児童扶養手当 額改定請求書</u>				(フリガナ) (5) 児 童 の 氏 名					
				(6) 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日			
(フリガナ) (1) 氏 名			(2) 証 書 番 号	第 号	(7) 請 求 者 と の 続 柄				
				(8) 請 求 者 と の 同 居 ・ 別 居 の 別	同 居 ・ 別 居	同 居 ・ 別 居			
				(9) 監 護 又 は 養 育 を 始 め た 年 月 日	昭 和 平 成 年 月 日	昭 和 平 成 年 月 日			
(3) 住 所	〒			(10) 障 害 の 状 態 の 有 無	あ る ・ な い	あ る ・ な い			
				(11) 父 の 状 況	イ 離 婚 口 死 亡 八 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 拘 禁 ト 未 婚 の 女 子 の 子 子 子 其 他	イ 離 婚 口 死 亡 八 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 拘 禁 ト 未 婚 の 女 子 の 子 子 子 其 他			
(4) 児 童 の 父 又 は 母 の 死 亡 に よ る 遺 族 補 償 の 受 給 状 況		受けることができる } 種 類 () 支給停止 } 受けることができない }		(12) 父 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	(年 月 日)	(年 月 日)			
				(13) 母 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	(年 月 日)	(年 月 日)			
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名 _____ (印)</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">会津若松市長</div>				父の死亡したとき	(14) 死 亡 年 月 日	年 月 日	年 月 日		
				(15) 死 亡 の 原 因	業 務 上 ・ 業 務 外		業 務 上 ・ 業 務 外		
				(16) 死 亡 時 又 は 死 亡 時 直 近 の 勤 務 先	名 称				
				(16) 死 亡 時 又 は 死 亡 時 直 近 の 勤 務 先	所 在 地				
				母の死亡したとき	(17) 死 亡 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
				(18) 死 亡 の 原 因	業 務 上 ・ 業 務 外		業 務 上 ・ 業 務 外		
				(19) 死 亡 時 又 は 死 亡 時 直 近 の 勤 務 先	名 称				
				(19) 死 亡 時 又 は 死 亡 時 直 近 の 勤 務 先	所 在 地				
				(20) 父 又 は 母 の 死 亡 し た と き 児 童 が 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 、 遺 族 補 償 の 受 給 状 況	受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()	受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()		受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()	
				(21) 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況	受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()	受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()		受けること ができる } 種 類 () 支給停止 } 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド () 受けることができない ()	
(22) 父 が 障 害 で あ る と き	身 体 障 害 者 手 帳 の 番 号 及 び 障 害 等 級								
公 的 年 金 の		種 類 ・ 障 害 等 級							
父 の 職 業 又 は 勤 務 先 名		基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コ ー ド							
備 考				備 考					

裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 の欄は記入する必要はありません。

字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 (4),(20)及び(21)の欄の「受けることができる」とは現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- 2 (5)から(22)までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入して下さい。
- 3 (11)の欄は、児童の父の状況について、次に掲げるところにより該当する文字を で囲んで下さい。
 - イ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)を解消した。
 - ロ 父が死亡した。
 - ハ 父が障害の状態にある。
 - ニ 父の生死が明らかでない。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ト 婚姻によらないで生れた児童である。
 - チ 棄児などで父がいるかいないかが明らかでない。
- 4 (12)から(19)までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 5 (20)及び(21)の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 6 (20)の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父又は母の死亡により「公的年金」又は「遺族補償」を受けることができる場合に記入して下さい。
- 7 (21)の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合に記入して下さい。
- 8 この請求書に添えなければならない書類は次のとおりです。

なお、新たに手当の支給の対象となる児童の父と従来から手当の支給の対象となっていた児童の父が同じときは、二及びホの書類は添える必要はありません。

 - イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ハ 請求者が母以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - ニ 新たに手当の支給の対象となる児童の父が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エックス線直接撮影写真
 - (イ) 呼吸器系結核 (ロ) 肺えそ (ハ) 肺のうよう (ニ) けい肺(これに類似するじん肺症を含みます。) (ホ) じん臓結核 (ハ) 胃かいよう (ト) 胃がん (チ) 十二指腸かいよう (リ) 内臓下垂症
 - (ヌ) 動脈りゅう (ル) 骨又は関節結核 (ヲ) 骨ずい炎 (ワ) 骨又は関節損傷 (カ) その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
 - ホ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父の生死が明らかでない場合
 - (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
 - (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
 - ヘ 新たに手当の支給の対象となる児童が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、二の傷病によるときは、エックス線直接撮影写真
- 9 手当の全部又は一部が支給停止となっている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。)である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出して下さい。
- 10 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。